

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年9月9日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第14号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年9月9日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成30年6月頃から平成31年2月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
キャンピングカーで移動しながら、高速道路のパーキングエリアを犯行拠点として不特定多数の相手から詐欺をする詐欺団体の統括管理者である被告人が、その構成員らと共に共謀の上、被害者らに親族等になりすまして電話をかけるなどし、被害者の親族等が仮想通貨の取引によって得た収入について納税していないこと等によって発生した問題を解決するために現金等が必要であると誤信させ、現金等を交付させてこれをだまし取った事案。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 息子や孫などの親族等を名乗り電話をかける
 - (2) 「仮想通貨の取引により得た収入について納税していないことによる問題解決のためにお金が必要である」旨のうそを言う
 - (3) 路上等で現金やキャッシュカードを手交させ、そのキャッシュカードで現金を引き出す
- 5 開始決定の時の給付資金の額 金132万4680円（令和7年6月16日現在）
- 6 支給申請期間 令和7年9月9日から令和7年12月8日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京高等裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和3年10月26日（令和4年4月1日確定）
 - (3) 被告人氏名 中澤 晃一
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、同人の指揮命令下で構成員が一体として詐欺により利益を得る目的で反復して行動する特殊詐欺集団の統括管理者であるが、同構成員と共に共謀して詐欺行為により現金等をだまし取ろうと考え、平成31年1月16日から同年2月1日にかけて、70歳代から80歳代の被害者らに対し、同被害者らの親族等を装って電話をかけ、仮想通貨の取引によって得た収入について納税していないこと等によって発生した問題を解決するために現金等が必要である等のうそを言って誤信さ

せ、現金やキャッシュカードをだまし取り、また、同キャッシュカードを使用して現金を引き出し窃取した。

(罪 名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、窃盗

8 この公告に関する問合せ先(申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611(代表)内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます(提出先は前記8のとおり)。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずに当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国(代表者は法務大臣となります。)を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。